

決算特別委員長報告

(委員長報告 平成30年12月18日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第81号「平成29年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして、閉会中の10月10日から19日にかけて審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

【一般会計及び企業会計を除く各特別会計】

最初に、議案第81号の平成29年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比1.9%増の8,310億7千万円余り、歳出総額が2.9%増の8,133億9千万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、平成29年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、250億1千万円余りで、前年度に比べ16百万円余りの増となっております。

一方、県債残高は、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高ベースでは、前年度末より285億1千万円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など8つの会計で、歳入総額2,158億2千万円余り、歳出総額は2,142億5千万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、県税に関して、課税時点では納税義務者に担税力がある不動産取得税において、滞納繰越となり、不納欠損処分が行われている原因等について質疑があり、「不動産においては、すでに所有者が他人に移っている事例もある。訪問等による納税催告をはじめ、徹底した財産調査を行い、可能なものは財産差押えをするなど対処している。また、調査等の結果、換価する財産を持たない者もあり、地方税法に基づき、

滞納処分の執行停止等により不納欠損処分としている」との答弁がありました。

委員からは、「時期が過ぎると財産が費消され、担税力が失われることも考えられるので、税負担の公平性の観点から、速やかな財産調査・差押え等の手続きを行っていただきたい」との要望がありました。

次に、企画部の審査において、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業の不用額の推移について質疑があり、「平成27年度は65百万円、平成28年度は35百万円、平成29年度は19百万円の不用額となっている」との答弁がありました。また、「奄美群島振興交付金を幅広く活用することで不用額を減らす観点から、事業メニューを拡充する考えはないか」との質疑があり、「事業メニューについては、国へ毎年要望しているところであり、国の概算要求の段階では、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業の対象に加工品や原材料を加えることが盛り込まれているところである」との答弁がありました。

次に、PR・観光戦略部の審査において、平成29年度の魅力ある観光地づくり事業の完成箇所と入札執行残が生じた場合の対応について質疑があり、「毎年、繰越事業も含め年間30箇所程度の整備を行っており、平成29年度は南九州市の番所鼻自然公園など6箇所が完成したところである」「工事は基本的に各地域振興局・支庁で発注しており、入札執行残等が生じた場合、他の工事箇所へ追加配分するなどして、予算の有効活用を図っている」との答弁がありました。

次に、環境林務部の審査において、奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業の普及啓発の取組について質疑があり、「奄美の世界自然遺産登録に向けて気運を醸成するため、PR動画を作成して県のホームページ等に掲載したほか、講演会やパネルディスカッションなどの普及啓発イベントを開催した」との答弁がありました。

委員からは、「関係機関とも連携しながら、奄美の貴重な自然の価値について、広く県民の理解を深め、誇りを持っていただくための取組を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、くらし保健福祉部の審査において、看護職員修学資金が返還対象となった理由について質疑があり、「看護職以外への進路変更等による退学のほか、返還免除期間に達する前の退職あるいは県外等の対象外施設での就

労などによるものである」との答弁がありました。

委員からは、「看護職員修学資金の返還に係る未収債権の回収に当たっては、返還計画等に関する相談へのきめ細やかな対応など、それぞれの事情に配慮した支援をお願いしたい」との要望がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、豊かな海づくり総合推進事業のうち、マダイ・ヒラメの放流効果実証事業の経済的効果について質疑があり、「種苗放流は資源の下支えをする役目があり、放流魚が直接漁獲される以外に親魚として天然資源の維持に寄与する効果がある。マダイの漁獲量は近年増加し、平成26年から28年は590トン程で、ヒラメは横ばいの64トン程となっており、漁業者の所得向上に寄与していると考え」との答弁がありました。

委員からは、「できる限りにおいて、経済的効果を把握すべきと考える。放流効果調査は良い取組なので、調査した結果を活用し、来年度以降の施策につなげていただきたい」との要望がありました。

次に、農政部の審査において、大隅加工技術研究センターの施設利用実績及び利用促進に向けた今後の取組について質疑があり、「加工開発実験施設等の活用について取組を行った結果、平成29年度の利用件数は延べ237件、100事業者が利用し、年々増加傾向にある。また、平成29年度までに施設を利用して開発された商品が62件ある。今後とも、一次加工等による県産農産物の付加価値の向上を図っていくため、施設の利用増に向けた取組を積極的に行ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、土木部の審査において、既設県営住宅改善事業で実施した老朽住宅改修の基となった計画について質疑があり、「県営住宅については、老朽化団地も多く、安全性や居住性を維持向上させるため、当初、平成24年度に策定した長寿命化計画を平成29年3月に見直しており、計画に基づき順次改善工事を行っている。通常の維持補修については、『県営住宅管理費』で行っている」との答弁がありました。

委員からは、「住環境の改善整備は費用がかかるが、是非取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の審査において、県立博物館リニューアル事業の内容と入場者数について質疑があり、「本館3階の常設展示室について、生物多様性をテーマに、子供だけでなく大人も楽しめる落ち着いたスペースとなるよう、平成28年から平成29年にかけて、27年ぶりにリニューアルを行った。本館の入場者数は、平成27年度は49,507人、平成28年度は71,104人、平成29年度は、改修に伴う3階常設展示室の一時閉鎖により、69,576人となっている。今後とも県民に親しまれる運営に努めてまい

りたい」との答弁がありました。

次に、警察本部の審査において、パーキングメーター作動手数料に関し、パーキングメーターの設置数の推移、民営のコインパーキング増加を踏まえた今後の設置について質疑があり、「現在、鹿児島市内に90基あるが、需要が低いところは撤去しているため、設置数は年々減少している。撤去後は、自転車の交通環境整備などを進めている」との答弁がありました。

委員からは、「道路の有効活用を図るため、必要性を検証していただきたい」との要望がありました。

これらの審査の結果、議案第81号については、取扱意見として「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされ、一定の成果があったものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべきである」との意見が出され、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

【工業用水道事業】

次に、議案第92号の平成29年度工業用水道事業特別会計決算について、御報告申し上げます。

平成29年度の鹿児島県工業用水道事業は、45事業所に対し、一日平均14,044立方メートルを給水し、平成29年度の営業成績は総収益約1億6,700万円余り、総費用約1億8,100万円余りで、差引き1,400万円余りの純損失となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

「企業債の残高が増えてきているが、今後の見通しはどうか」との質疑があり、「万之瀬川導水施設移行に向けた施設整備は概ね完了し、施設整備の借り入れは、ほぼ終了するが、永田川施設撤去について、現在、試算を行っているところであり、撤去費用のための借り入れの可能性はある」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「平成29年度は給水収益は増加したものの、永田川施設撤去設計の委託料により事業費用が増加し、事業収支は3年ぶりの赤字となっている。また、現在、万之瀬川導水施設への移行に向けて、多額の投資をしていることから、工業用水道事業の経営環境は厳しい状況にある。

今後、引き続き、営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、関係部局等との連携を強化し、新規給水先の開拓に努めていただきたい。

さらに、雑用水としての使用など新たな使用用途の働きかけなどを行い、水需要の拡大に取り組んでいただき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよ

う一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[病院事業]

次に、議案第98号の平成29年度病院事業特別会計決算について、御報告申し上げます。

まず、決算の状況については、給与費・材料費などの費用が増加したことにより、前年度より収支が悪化したものの、経常収支で4億8千万円余りの黒字となるなど、経営改善への取組やその効果が持続されています。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、未収債権の回収及び不納欠損処分の手順などについて質疑があり、「電話での督促や個別訪問等により回収を行っているが、最後の納入から3年を経過したもののについては、民法の消滅時効に関する規定に基づき、不納欠損処分としている」との答弁がありました。

また、未収債権の発生を抑制する上でのクレジットカード決済の導入に向けた動きについて質疑があり、「奄美大島では観光客が増えていることもあり、今年4月から大島病院で試行的に導入している」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として「平成29年度の決算については、5病院全体で経常収支は9年連続、資金収支も、実質12年連続の黒字となっている。これは、「県立病院事業改革基本方針」や「県立病院第二次中期事業計画」に基づき、経営安定化のため職員一丸となって、様々な改善方策に取り組んだ成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、深刻な医師不足や診療圏人口の減少に伴う患者減など、大きな課題や不安定要因があり、今後も厳しい状況が続くことが予想される。

そこで、引き続き「県立病院第二次中期事業計画」の着実な実施に努めるとともに、医療機能の充実・強化や経営の更なる安定化が図られることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、

県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること」

この3点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。